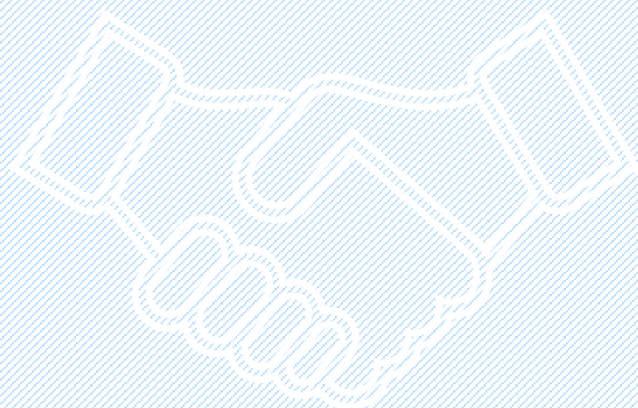


特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる
フリーランス・事業者間
取引適正化等法

令和6年11月1日施行



本法は、フリーランスと取引する 全ての事業者が守らなければいけない法律です

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、本法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

目次	1 本法の概要	3
	2 法律上の定義	
	対象となる事業者	4
	対象となる取引の内容	5
	3 義務と禁止行為	
	取引の適正化	
	① 取引条件の明示義務(第3条)	6
	② 期日における報酬支払義務(第4条)	10
	③ 発注事業者の禁止行為(第5条)	14
	就業環境の整備	
	④ 募集情報の的確表示義務(第12条)	18
	⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)	20
	⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)	22
	⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)	24
	一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為	26
	4 違反行為への対応	28
	5 条文	29
	6 問い合わせ先	34

内容の詳細については、以下のリンク先よりご確認ください。

【厚生労働省HP内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001278830.pdf>